

退職後の健康保険

—退職後の健康保険の加入手続き—

健康保険の適用事業所に勤務していた人が退職して、再就職しない又は、再就職まで一定の期間を要する場合、健康保険の手続きには次の3つの選択肢があります。

◆健康保険に加入している人の被扶養者になる

要件…被保険者(扶養者)の三親等内の親族で、年間収入が130万円未満の人

提出先…扶養者の勤務先の事業所所在地を管轄する年金事務所

申請書名…健康保険被扶養者(異動)届

添付書類…収入確認のための書類、同居確認のための書類等

提出期限…被扶養者に該当した日から5日以内

提出者…被保険者(扶養者)の勤務先の事業主

保険料…個別の保険料負担はありません。

◆任意継続被保険者

申請により退職日の翌日から2年間、退職前の健康保険に加入することができます。

要件…退職日までに健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人

提出先…全国健保協会に加入していた場合は住所地を管轄する協会の支部(健保組合に加入していた場合は組合)

申請書名…健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

添付書類…被扶養者がいる人は収入確認のための書類等

提出期限…退職日の翌日から20日以内

提出者…本人

保険料…退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じた額を全額自己負担。但し、標準報酬月額が28万円を超えていた場合は、標準報酬月額は28万円とみなされます。※保険料率は各都道府県により異なります。

◆国民健康保険に加入する

要件…上記以外の人

提出先…住所地の市区町村役場

添付書類…健康保険の資格を消滅したことが確認できる書類

提出期限…退職日の翌日(他の健康保険の被保険者またはその被扶養者でなくなったとき)から14日以内

提出者…本人

保険料…前年の所得などにより算定されますが、国民健康保険法による保険料方式と地方税法による保険税方式があり、住所地によって異なります。また、離職理由により、前年の給与所得をその30/100とみなして行う軽減措置があります。

※詳細については各市区町村役場にお尋ねください。

障害年金

—病気やけがで障害が生じたときに支給—

我が国では原則として20歳以上60歳未満の全ての人が公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金)に加入することになっています。今回はこれらの公的年金の給付のうち病気やけがで障害の状態になったときに支給される障害年金についてご説明します。

◆支給される障害年金の種類

障害年金は、障害の原因となった病気等で初めて病院を受診した日(初診日)における加入の年金制度により、支給される障害年金の種類が異なります。国民年金の被保険者には障害基礎年金、厚生年金の被保険者には障害厚生年金、共済年金の被保険者には障害共済年金が支給されます。厚生年金及び共済年金の被保険者は、国民年金の被保険者でもあるため、障害等級が1級、2級の場合には障害基礎年金も併せて支給されます。

◆障害年金の受給要件

次の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 初診日が国民年金または厚生年金、共済年金の被保険者期間中であること(20歳前傷病等の例外あり)
- ② 初診日の前日までに一定の保険料納付要件を満たしていること(共済年金はこの要件がありません)
- ③ 障害認定日において、障害の程度が一定の基準以上の状態であること

◆支給される障害年金の額

- ① 障害基礎年金(定額・H24年度)

1級 983,100円+(子の加算額※)

2級 786,500円+(子の加算額※)

- ② 障害厚生年金、障害共済年金

1級 報酬比例の年金額×1.25(+配偶者の加給年金額)

2級 報酬比例の年金額(+配偶者の加給年金額)

3級 報酬比例の年金額

(注) 障害共済年金は職域加算も併せて支給されます

※子の加算額 第1子・第2子は各226,300円、第3子以降は各75,400円

◆障害年金の請求、相談窓口

初診日に加入していた年金制度により次のとおりです。

国民年金第1号被保険者期間中⇒市区町村役場

国民年金第3号被保険者期間中⇒

住所地を管轄する年金事務所

厚生年金被保険者期間中⇒

初診日に勤務していた事業所を管轄する年金事務所

共済組合加入期間中⇒共済組合

《専門》

『定着率の良い職場』

人が生活の基盤を決める際は、「地の利(所属する場所や組織)」が大切と言われています。

従業員が今の職場に居続けることに疑問を抱くことはよくあることです。転職を考える理由は人間関係、仕事への倦怠等と多岐に渡りますが、その多くは、やりがいと給料等の待遇への不満が多いのだそうです。それならば、定着率の良い会社とは、その会社で経験を積み重ねることや、大きな成長を実感・期待できる会社ではないでしょうか。その内容は仕事の上の成果だけでなく、給料や肩書により生活基盤が築けることも含みます。

経営者には従業員の定着率の改善が課題になることが多いようですが、まずは従業員から歓迎される「地の利」の構築が大切だと言えます。

